

議案第68号

市道路線の廃止について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和6年12月6日

つくば市長 五十嵐立青

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項及び第3項の規定に基づき、市道の路線を次のとおり廃止する。

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
1-1379号線	つくば市筑波 2387 番地先から	
	つくば市筑波 2386 番地先まで	
5-3143号線	つくば市花島新田 3 番 32 地先から	
	つくば市花島新田 3 番 35 地先まで	

（提案理由）

権原及び市境確認に伴う路線の廃止のため、この案を提出するものである。

つくば市 12 月定例会議

市道廃止図面

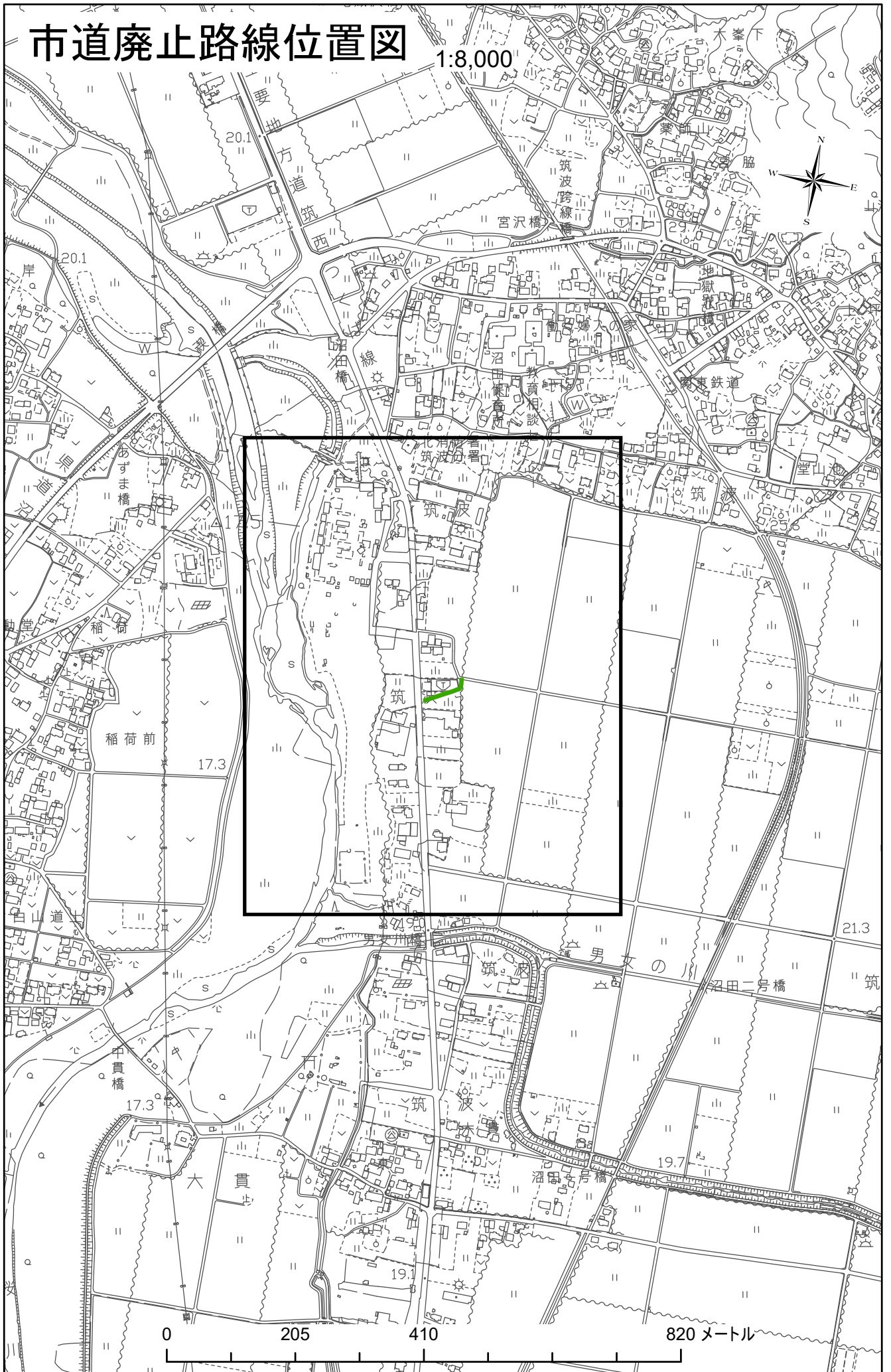
目次

路線名	起 点	理由	頁	延長(m)
	終 点			
1-1379号線	つくば市筑波2387番地先から	権原確認に伴う路線の再編成のため	1, 2	79.9
	つくば市筑波2386番地先まで			
5-3143号線	つくば市花島新田 3 番32地先から	市境確認に伴う路線の再編成のため	3, 4	104.2
	つくば市花島新田 3 番35地先まで			

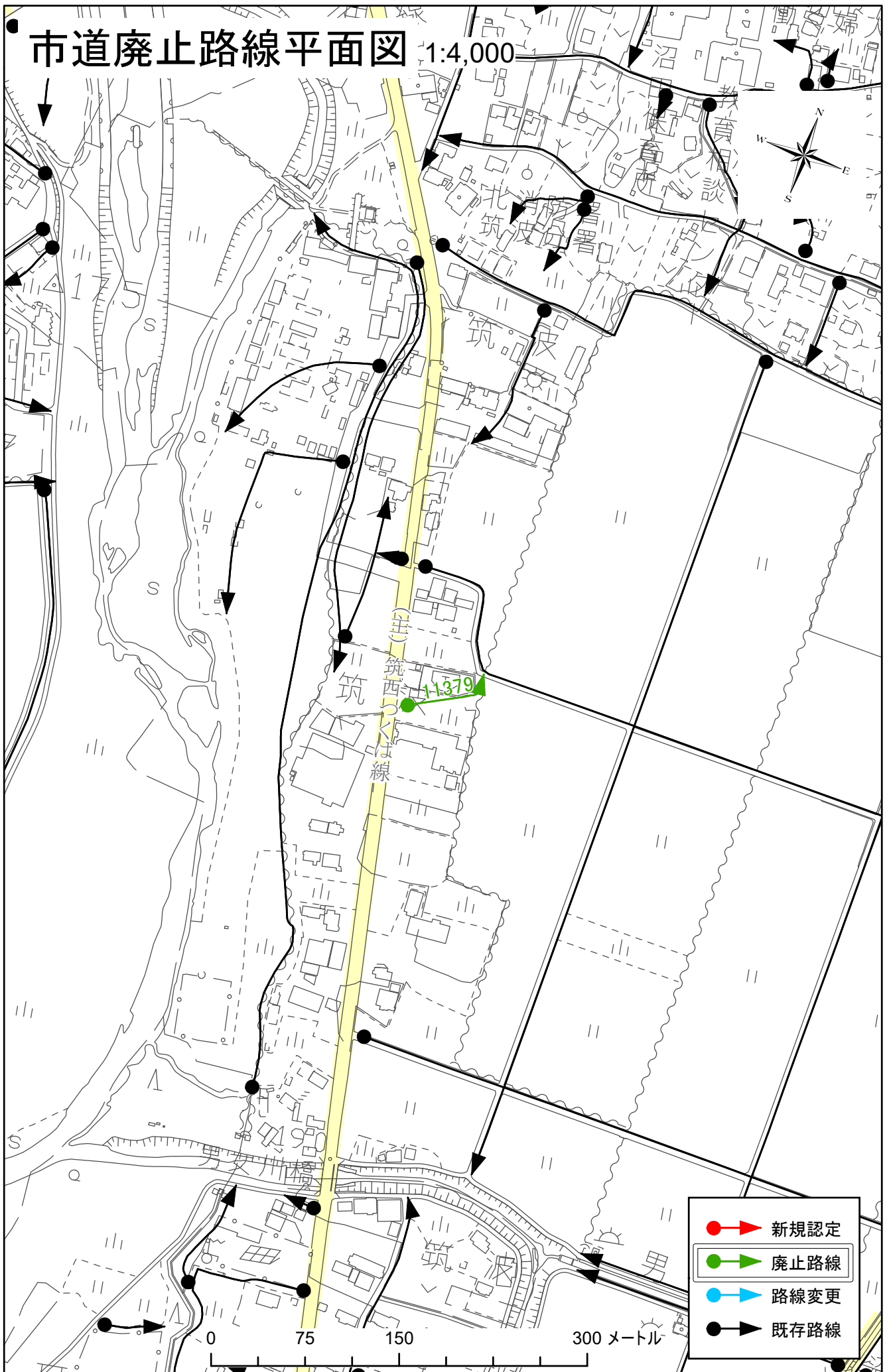
合計路線	2本
合計延長	184.1m

市道廃止路線位置図

1:8,000



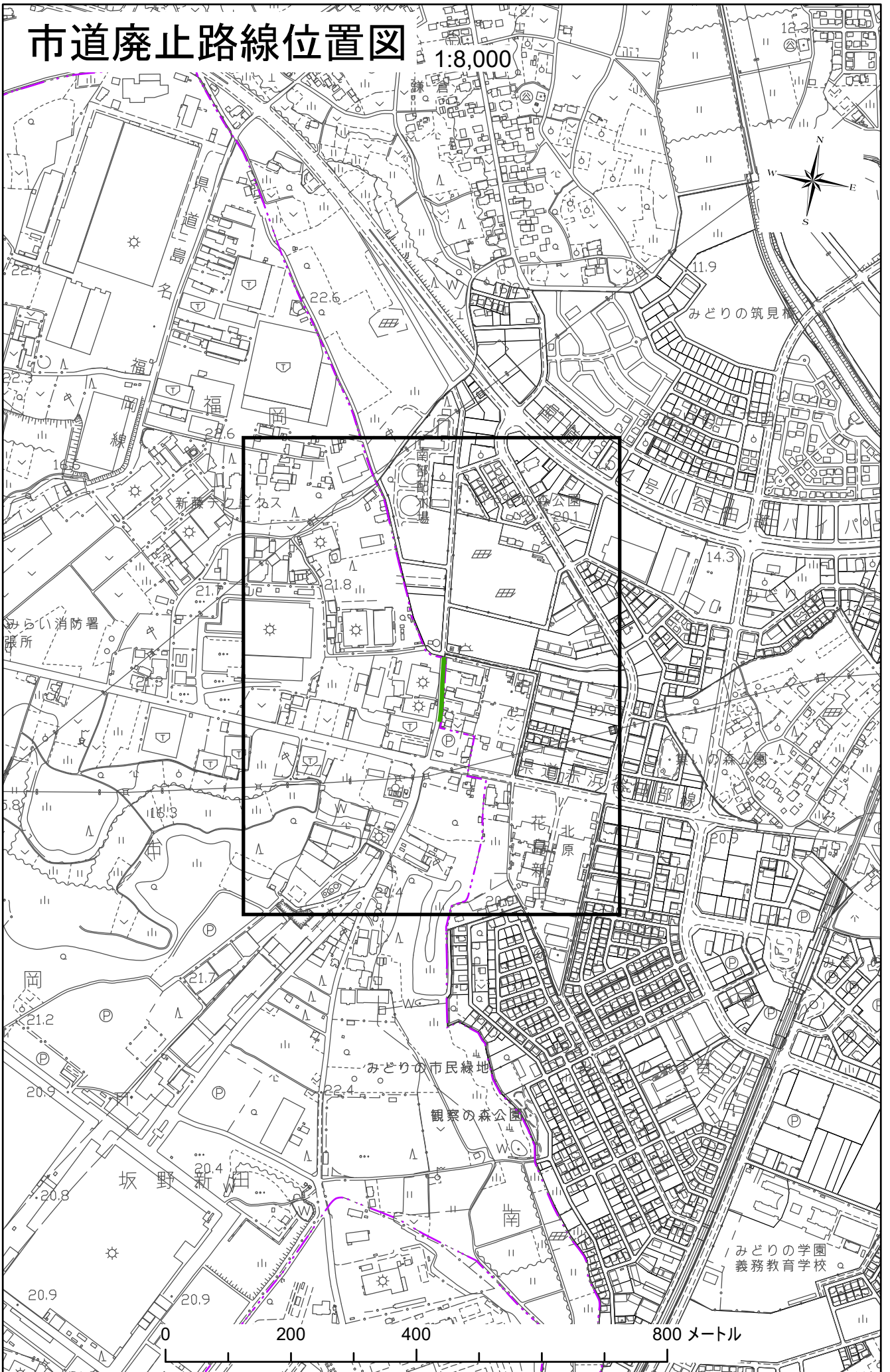
市道廃止路線平面図 1:4,000



- ▶ 新規認定
- ▶ 廃止路線
- ▶ 路線変更
- ▶ 既存路線

0 75 150 300メートル

市道廃止路線位置図 1:8,000



市道廃止路線平面図 1:4,000

